

殊に非常を禁すべき地なれば也といへり尾張を混と書は尾閭を混濶とも書しに据なり

〔古事記傳二十七〕尾張國名義未思得す萬葉十三に小沼田之年魚道之水乎云々此沼字は治の誤

小治田連藥等八人賜姓尾張宿禰とあると合せて思へば尾張を小治田とも云しか若然らば即

小治にて田に依る名なるべし又神代に伊都之尾羽張と云劍名もあれば草薙劍に因て此も尾

羽張の約まりたる名かとも思へたらず又國名の南方へ長く尾の張たる故の名と云もいかに又

此國の風土記と云物に終の意に云ることあれど其説さだかに聞えがたし凡て此風土記はや後の物なり

〔古事記傳二十一〕尾張連略○中 此氏の本居は大和國葛城なり略○中 書紀神武卷に高尾張邑或本云

葛城邑也また高尾張邑云々因改號其邑曰葛城とあるは高尾張と云は葛城の本名と聞ゆれば

國名の尾張は此高尾張より出て其は此氏人の葛城より出て彼國に下住居し故に其本居の名

を取て國名とせるかと思へども然には非じかの神武卷の趣は一の傳へにて實は天火明命の

子孫葛城に住居けるが尾張國造になりて彼國に下り居住し人ありし縁によりて其國名を取

て本居の葛城を高尾張邑とも云けむを誤て本名の如く傳へ云しなるべし但しこれらは今己

が思ひよれることにてたしかには定めがたけれどもとまれかくまれ葛城に高尾張てふ名の

あるは此氏の本居なる由縁なる事は違はざるなり

〔諸國名義考上〕尾張

和名抄に尾張平波里國府名義は略○中 こは十舉劍より負し名なるべしその故は古事記に故所

斬之刀名謂天之尾羽張亦名謂伊都之尾羽張とあるは草薙劍にはあらねど尾羽張とは劍先の

巾廣きを云るよし古事記傳に見えたりかれば草薙劍も劍尾の巾張たるゆゑにやまか號け

む天之波士弓天之羽々矢また八坂瓊の玉などみなひとつの名にあらぬをも合せ思ふべし

〔尾張志〕國號及本基の總論略○中 尾張と號たる故縁は古傳を失ひて知りがたし略○中 按ずるに郷の名より出て國の大號となれ